

シーサイドももしま市民農園利用規約

(目的)

第1条 この規約は、利用者同士が協力し合い、美しい農園の保全を図り、適切な管理を目的とする。

(利用者の資格)

第2条 市民農園の利用者は、次の条件を満たすものとする。

- 1 交流を積極的にもてる物。
- 2 充実した農園スタイルを目指す意志のある物。
- 3 市民農園区域における公益部分の共同作業に参加できる物。
- 4 市民農園利用規約等を遵守できる物。

(利用の申込)

第3条

- 1 利用希望者は、所定の利用契約書に必要事項を記入の上、申し込むものとする。
- 2 申し込みは、郵送、FAX、電子メール、もしくは持参するものとする。
- 3 特定の区画の希望はないものとする。

(利用の契約)

第4条 利用希望者は、現地を確認の上、市民農園の利用契約を締結するものとする。

2 契約期間は基本的に1年間とし、利用期間は4月1日から翌年3月末日までの1年間とする。ただし、利用期間満了の3カ月以前に更新の申し出があった場合は、1年を単位として利用期間を延長することができる。また、利用期間途中からの利用者は利用開始日から3月末日までの期間とする。

(市民農園の管理料)

第5条 管理料は、1区画(33㎡)当たり年間12,000円とする。

(農園の利用と環境保全)

第6条 農園の利用者は、次の事を守らなければならない。

- 1 農園における作物の栽培は自家消費のものに限定する。
- 2 農園への樹木の定植をしてはならない。
- 3 利用者は良好な環境を保全するため、騒音や悪臭の防止に努めなければならない。
- 4 他区域に迷惑をかける管理状況とならないように努めなければならない。

(農園等の改修)

第7条 利用者が契約締結後、農園内において施設を改修することは認めない。

(農園の管理)

第8条

1 大麻などの公序良俗に反する作物、その他、他の利用者や近隣、施設に迷惑を及ぼす可能性のある作物は育てないこと。

2 農機具などを持ち込む場合は、必ず農園管理者の許可をもらい、指示どおりに使用すること。

3 利用期間が終了した時点において、残存物がある場合、利用者の責任において処分し、農園管理者の確認を受けなければならない。

4 同伴者が行う行為については利用者がすべて責任を負わなければならない。

(契約の解約、解除)

第9条

1 更新の申し出がなかった場合は、利用期間満了日で解約されたものとする。

2 途中解約をする場合は、利用期間満了の3カ月前以前に申し出るものとする。それ以後の申し出は、利用期間満了日まで支払い義務を有するものとする。

3 利用者が契約締結後において良好な管理を行わない場合、また、本規約に反し、行為が不適切であり、他の利用者や近隣の住民に多大な迷惑を及ぼした場合、契約を一方的に解除できるものとする。この場合、管理料は返還しない。

(災害の補償)

第10条 管理者は、利用者が受けたいかなる災害及び損失等に対してその責を負わない。

(事故の補償)

第11条 農園での利用にあたり、怪我や事故は自己責任となる。

(損害の賠償)

第12条 利用者が施設に損害を与えた場合、利用者の責任において補修し、管理者の同意を受けなければならない。

(補則)

第13条 この規約の他、市民農園利用に関し必要な事項は別に定める。

附則 この規約は平成23年4月1日から施行する。